


緊急!!

こんな納税猶予制度できました

浅 法 2 - 2 1
令和元年5月18日

会 員 各 位

 (公社) 浅草法人会 税制税務委員会
担当副会長 玉 越 進
委 員 長 染 谷 孝 雄

新型コロナの影響であれば税金の猶予が受けられます！！

令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する
ほぼすべての税金(法人税、消費税、所得税、相続税など)について

条件

- ① 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した事
- ② 一時に納税することが困難(手元資金の不足等)である事

①、②の条件を満たす場合、申請により「延滞税なし」「担保不要」で、原則1年間(*)納税を猶予してもらえます

(*)中間申告分や予定納税分の猶予期間は、確定申告期限までです。

特例猶予の申請書は、納期限までに提出する必要がありますが、令和2年6月30日までは、納期限後においても申請することができます(例えば、令和2年2月以降の国税について、まとめて6月30日迄に申請することができます)。

こんなところにも!!

地方税や社会保険料についても同様の猶予制度が設けられています。

国税の特例猶予申請書、猶予許可通知書のコピーがあれば、申請書への記載事項を大幅に省略することができます。

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

東京国税局 0120-948-271 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県を管轄

【受付時間】 8:30~17:00 (土日祝日を除く。)